

建設副産物特記仕様書

1. 再生材の利用

工事受注者は下記の資材の使用に際し、再生材を利用するものとする。

再生材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考
アスファルト混合物	⑤,⑨,⑬	表層工	各アスファルトプラント	
アスファルト混合物	②	基層工・仮復旧	〃	
再生クラッシャーラン	40 mm	構造物の基礎路盤工	現場から 40km の範囲内の再資源化施設	「再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書」によること
再生路盤材	ARC-40	路盤工	〃	「再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書」によること

2. 建設発生土の搬入

建設工事の施工により使用する土砂等は、下記の工事から建設発生土を搬入するものとする。

発注機関	工事名	発注場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 副産物の搬出

(1)建設工事の施工により発生する副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けた処分場に搬出するものとする。なお、取扱い品目・持込み等については、事前に処理業者に確認すること。

(2)発生土については、下記に搬出するものとする。

副産物名	施設名	施設所在地	受入時間	連絡先

4. 建設副産物実態調査の実施

(1)受注者は、国土交通省HPの建設リサイクル報告様式又は建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出するものとする。

(2)受注者は、工事完了後速やかに実施状況を記録し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に提出するものとする。

(3)受注者は、国土交通省HPの建設リサイクル報告様式により作成した場合、工事完了後に監督職員にデータ（「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」）をCD-Rで提出するものとする。

なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用してデータを登録した場合は、データの提出は不要とする。

5. 受注者が自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出するものとする。

6. 受注者は、産業廃棄物が発生した場合には適正に処理し、監督員及び検査員に、マニフェストの写し又は原本を提示するものとする。

7. 協議について

建設工事発注後、やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し協議するものとする。

8. その他

本工事で発生する廃棄物は、新潟県内の最終処分場へ搬入するため、**産業廃棄物税**が課税される。そのため、本設計書に産業廃棄物税額を計上しているため、適正に処理すること。